

我が家の「契約」を確かめよう！

■日常の「契約」

私たちは、日常生活の中でさまざまな「契約」を結んでいます。例えば、電気やガスを使う、スーパーで食料品を買う、電車やバスに乗るなど、代金を支払って事業者から物やサービスを購入する行為は、全て「契約」になります。

■増える「契約」でのトラブル

近年、「預金通帳に、身に覚えのない代金の引き落としがある」や、「インターネットの契約先が、いつの間にか知らない事業者に代わっていた」など、不審な取引や契約先が分からなくなっている消費者トラブルが少なくありません。

■金融機関の通帳を確認する

電気やガスの供給契約や、電話やインターネットに関連した通信契約などは、契約先の選択肢が増え、契約の内容が多様化、複雑化しています。もう一度、暮らしの中の「契約」を確かめましょう。

■トラブル回避のためのチェックポイント

1 金融機関の通帳を確認する

身に覚えのない代金の引き落としや、心当たりがないのにいつもの料金が高額になっていないかなど、名目と金額を1件ずつ確かめましょう。

2 請求書に目を通す

電気やガスの検針票、電話料金やネット通販で買い物したときの請求書の事業者名や金額、支払方法などは、毎回目を通し、間違いがないか確認しましょう。

3 領収証を保管する

コンビニや銀行で振り込んだ時や、代金引き換え配達で支払った時の領収証はすぐに処分せず、しばらくの間保管してください。

4 契約書をよく読む

携帯電話やインターネットなどの通信契約の多くは、一定の契約期間が決められており、途中で解約すると違約金などを請求されることがあります。契約先の事業者名やプラン名、金額、契約期間、更新時期、解約条件などを確かめましょう。

5 カード類を見直す

ポイントカードなのか、クレジットカードなのかを確かめましょう。クレジットカードの場合は、利用限度額や支払方法、利用料金の引き落とし口座などを把握しましょう。

■消費者へのアドバイス

金融機関の口座に身に覚えのない取引があったときは、取引先の金融機関に相談ください。

■困ったときは：

少しでも疑問や不安を感じた場合は、ひとりで悩まずにすぐに相談ください。

▽問い合わせ先

消費生活センター(☎内線134)



大船渡・末崎地区学校統合推進協議会を開催しました

▷問い合わせ先=学校統合推進室(☎内線290)

■第13回協議会

12月4日に開催され、大船渡地区から、校名を大船渡中学校とする理由について「市名として両地区を包含し、郷土愛に包まれているあかし」と説明があったのち、「末崎地区の意見を踏まえ、校章は末崎中学校のものを使用し、校歌はどちらの地区にも合うようなもの」と提案がありました。

これに対し、末崎地区から「校名は【大船渡翔洋】または【大和】としたいことには変わりはないが、地区としての方向性を統一する上で、名前を大船渡中学校とする場合には、末崎中学校の校歌・校章をそのまま使用できないか」と提案がありました。

両地区ともその場での回答とならなかったため、各地区に持ち帰り再度検討することとしました。

■第14回協議会

12月21日に開催され、末崎地区から「校名・校歌・校章全て新しいものを希望する。また、新校

名を使用できるのであれば、校歌・校章を大船渡中学校のものを使用することで意見がまとまったが、大船渡地区からの提案とは今後も校名の部分で折り合いをつけることが難しく、末崎地区としては、統合はできないとの結論に至った」と報告がありました。

その後、委員全員から発言を求めたところ、学校の統合は必要との考えは一致したものの、「現段階での統合は難しい」や「期間を置いて改めて統合の気運が醸成された時にすべき」などの意見が出されました。

教育委員会からは、統合の推進に向けた今後の協議の方法なども提案しましたが、協議の結果、大船渡中学校と末崎中学校の統合は、時期も含めて見送ることとなりました。

大船渡税務署に申告書作成会場を開設します

▷問い合わせ先=大船渡税務署(☎@3481) / 市役所税務課市民税係(☎内線153・154)
国税庁ホームページ=https://www.nta.go.jp/

■大船渡税務署に申告書作成会場を開設します

▷開設期間=2月8日(月)~3月15日(月)
※土・日・祝日などを除く
▷受付時間=午前9時~午後5時
▷その他=会場の混雑緩和を図るため、「入場整理券」が必要です。整理券は、会場での当日配付のほか、LINEによる事前発行があります。
なお、「入場整理券」の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
配付方法の詳細は、国税庁ホームページなどを確認ください。

■申告の注意事項

・地方団体や指導機関を通じて確定申告を行う際には、「お知らせはがき等」を持参ください。

■新型コロナウイルス感染症の影響により取得した給付金などの課税上の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国や地方公共団体から支給される給付金などについては、課税対象となり、確定申告や住民税申告が必要なものがあります。

主には、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金などが課税対象です。ただし、課税対象となる給付金であっても、必ずしも税負担が生じるものではなく、例えば、持続化給付金については税制上、総収入金額に算入されますが、必要経費の方が多い場合は課税所得は生じないことから、結果的に課税対象となりません。

なお、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金などについては、非課税となるため申告の必要はありません。

詳細は、国税庁のホームページを確認ください。

毎月第3日曜日は「いわて家庭の日」



▷「いわて家庭の日」とは
青少年の健やかな成長のために、家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼び掛け、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日が「いわて家庭の日」です。
▷「家庭の日」を設けてみませんか
各家庭での「家庭の日」は第3日曜日でなくとも構いません。それぞれの家庭で話し合い、子どもたちの誕生日を「家庭の日」としたり、両親の結婚記念日を「家庭の日」としたり、家族や親子のふれあいを深めるきっかけを作るため、月1回の「家庭の日」を設けてみましょう。
▷地域での取り組み
地域の子どもは地域で守り育てましょう。

・子どもたちに「おはよう」、「こんにちは」、「おかえり」など声掛けを行い、普段から顔見知りになりましょう。
・沈んだ顔、いつもと違う様子を見逃さず「どうしたの」、「何かあったの」と優しく声を掛けましょう。
▷企業・団体の皆さんへ
・仕事と家庭を両立できる働きやすい職場づくりを進めましょう。
・子育て家庭を支援しましょう(子育てを支援する職場づくり宣言や、ノー残業デーなど)。
▷問い合わせ先
子ども課子ども福祉係(☎内線193)

▷問い合わせ=市役所☎0192@3111